

専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年6月26日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合  
組合長 高橋昌和

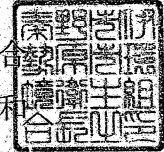
## 専 決 処 分 書

物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定による「議会の委任による組合長の専決処分について」に基づき、組合長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額  
618,247円
- 2 賠償の相手方

令和6年5月23日

秦野市伊勢原市環境衛生組合  
組合長 高橋 昌利



### 事故の概要

- (1) 発生日時  
令和6年3月4日午後4時50分頃
- (2) 発生場所  
秦野市桜町一丁目3番2号（秦野市役所本庁舎駐車場）
- (3) 事故の状況  
秦野市役所の駐車場において、組合職員が公用車に乗り込むため、運転席側のドアを開けたところ、隣に駐車していた●●●さん所有の普通自動車の側面に接触し、その一部を損傷させた。
- (4) 本組合の責任原因  
乗車時の安全確認不履行
- (5) 本組合の過失割合  
100パーセント